

企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

改正後	改正前
<p><u>（勧誘の相手方の人数から適格機関投資家を除く場合）</u></p> <p><u>2 - 1 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（以下2 - 1において「勧誘」という。）の相手方に適格機関投資家が含まれている場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該適格機関投資家を相手方とする勧誘を含めた勧誘全体が「有価証券の募集」に該当し、当該募集について届出を要する場合には、当該適格機関投資家を含めた勧誘の相手方全員に目論見書を交付する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>— 令第1条の4第2項に掲げる要件のいずれかに該当しないものがある場合</u></p> <p><u>— 令第1条の4第2項に掲げるすべての要件に該当し、当該勧誘の相手方の人数から適格機関投資家の人数を控除した結果、当該適格機関投資家以外の者の人数が50名以上である場合</u></p> <p>（取締役又は使用人のみを対象とするストックオプション）</p> <p><u>2 - 2 （略）</u></p> <p>（取締役又は使用人以外の者を含めた者を対象とするストックオプション）</p> <p><u>2 - 2 - 2 （略）</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（取締役又は使用人のみを対象とするストックオプション）</p> <p><u>2 - 1 （略）</u></p> <p>（取締役又は使用人以外の者を含めた者を対象とするストックオプション）</p> <p><u>2 - 2 （略）</u></p>

(1年間の継続開示の特例)

5 - 28 - 2 開示府令第9条の3第3項又は第9条の4第4項の規定 (新設)

による1年間継続して有価証券報告書を提出している者とは、当該会社が株式移転により新設された完全親会社（商法（明治32年法律第48号）第352条第1項に規定する完全親会社をいう。）であり、かつ、当該会社の完全子会社（商法第352条第1項に規定する完全子会社をいう。以下5 - 28 - 2において同じ。）のうち、当該株式移転の前日において法第5条第4項各号のすべての要件を満たしていたもの（以下5 - 28 - 2において「適格完全子会社」という。）が次の要件を満たす場合であって、当該株式移転の日前に提出された適格完全子会社に係る直近の有価証券報告書の提出日（適格完全子会社が2以上ある場合は最も先に提出された日）から当該有価証券届出書提出日までの間において、当該会社及びすべての適格完全子会社が適正に継続開示義務を履行しているものをいう。

その適格完全子会社の数がその会社のすべての完全子会社の数の3分の2以上であること。

その適格完全子会社の株主の総数がその会社のすべての完全子会社の株主の総数の3分の2以上であること。

(代表者による適正性の確認)

5 - 29 - 2 開示府令第10条第1項第1号に規定する「書面」に (新設)

は、おおむね次の事項を記載し、当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認した代表者がその役職を表示して自署し、かつ、自己の印を押印するものとする。

— 当該有価証券届出書の記載内容が適正であることを確認した旨
— 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由

— 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容

— 当該確認について特記すべき事項

なお、第17条第1項第1号へ及び第18条第2項及び第3項に規定する「書面」は、これに準じて作成するものとする。

(有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い)

8 - 1 法第4条第1項又は第2項の規定による届出に関し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によることとする。

— 当該届出者が法第5条第3項に掲げる要件を満たす者である場合には、法第8条第3項の規定により、法第5条第1項の規定による届出書(以下及び8-2において「当初届出書」という。)を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該届出者から当該取扱いについて申出がない場合、又は当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

— 当該届出者が法第5条第4項各号に掲げるすべての要件を満たす者である場合には、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該届出者から

(有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い)

8 - 1 法第4条第1項又は第2項の規定による届出に関し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によることとする。

(新設)

— 当該届出者が法第5条第4項各号に掲げるすべての要件を満たす者である場合には、法第8条第3項の規定により、法第5条第1項の規定による届出書(以下8-2において「当初届出書」という。)を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、

当該取扱いについて申出がない場合、又は当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

法第5条第4項各号に掲げるすべての要件を満たすものが、開示府令第二号の三様式又は第七号の三様式以外の様式により作成した有価証券届出書を提出する場合には、当該有価証券届出書に法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書類を添付することに留意する。

___及び___に規定する「15日に満たない期間を経過した日」とは、おおむね7日を経過した日をいう。

(証券情報に関する事項の訂正等に係る届出の効力発生日の取扱い)

8 - 2 当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合(法第8条第1項かっこ書に規定する訂正届出書の提出があった場合を含む。以下8 - 2において同じ。)又は法第4条第1項の規定により届出をした株式の募集をした結果生じた失権株を当該募集と並行して再募集するための届出があった場合には、法第8条第3項の規定を適用しておおむね1日を経過した日にその届出の効力を生じさせるものとする。

ただし、発行価格若しくは売出価格又は利率が未定であるものであって当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出につき、次に掲げる場合には、当該訂正届出書の提出日又はその翌日にその届出の効力を生じさせるものとする。

・ (略)

その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該届出者から当該取扱いについて申出がない場合、又は当該取扱いが適当でないと認められない場合は、この限りでない。

法第5条第4項各号に掲げるすべての要件を満たすものが、開示府令第二号の三様式又は第七号の三様式以外の様式により作成した有価証券届出書を提出する場合には、当該有価証券届出書に法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書類を添付することに留意する。

___に規定する「15日に満たない期間を経過した日」とは、おおむね7日を経過した日をいう。

(証券情報に関する事項の訂正等に係る届出の効力発生日の取扱い)

8 - 2 当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合(法第8条第1項かっこ書に規定する訂正届出書の提出があった場合を含む。以下8 - 2において同じ。)又は法第4条第1項の規定により届出をした株式の募集をした結果生じた失権株を当該募集と並行して再募集するための届出があった場合には、法第8条第3項の規定を適用しておおむね1日を経過した日にその届出の効力を生じさせるものとする。

ただし、発行価格若しくは売出価格又は利率が未定であるものであって当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出につき、次に掲げる場合には、当該訂正届出書の提出日又はその翌日にその届出の効力を生じさせるものとする。

・ (略)

なお、株式の発行数又は社債の券面総額の変更等のうち当該取扱いが適当でないと認められる場合は、おおむね3日を経過した日に効力を生じさせるものとする。

(訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間)

23の5-3 発行登録が効力を生じた日以後に、法第23条の4の規定により訂正発行登録書が提出された場合(発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでに提出された場合を除く。)における法第23条の5第2項の規定により金融庁長官が指定する当該発行登録の効力停止期間については、次のとおりとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

イ 発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合は、次の各号に定める事由に応じ、それぞれ各号に定める期間を経過する日までとする。

新たに有価証券報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね4日(当該訂正発行登録書が開示用電子情報処理組織(法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下23の5-3において「電子開示システム」という。)を使用して提出された場合は、おおむね2日)

新たに半期報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね3日(当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用して提出された場合は、おおむね1日)

新たに臨時報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね2日(当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用して提

なお、株式の発行数又は社債の券面総額の変更等のうち当該取扱いが適当でないと認められる場合は、おおむね3日を経過した日に効力を生じさせるものとする。

(訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間)

23の5-3 発行登録が効力を生じた日以後に、法第23条の4の規定により訂正発行登録書が提出された場合(発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでに提出された場合を除く。)における法第23条の5第2項の規定により金融庁長官が指定する当該発行登録の効力停止期間については、次のとおりとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

イ 発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合は、次の各号に定める事由に応じ、それぞれ各号に定める期間を経過する日までとする。

新たに有価証券報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね4日

新たに半期報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね3日

新たに臨時報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね2日

出された場合は、おおむね1日)

新たに訂正報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね2日 (当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用して提出された場合は、おおむね1日))

- ロ 発行を予定している有価証券に係る仮条件を記載した訂正発行登録書が提出された場合は、提出日を含めて1日とする。
- ハ 発行登録者が23の8-1の規定によりあらかじめ定めた条件を訂正発行登録書において開示する場合は、提出日を含めて1日とする。
- ニ イ、ロ又はハに掲げる事由以外の事由により訂正発行登録書が提出された場合は、提出日を含めておおむね2日 (当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用して提出された場合は、おおむね1日))を経過する日までとする。

(新株予約権付社債に係る臨時報告書の提出の要否の決定)

24の5-9 (略)

新たに訂正報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね2日

- ロ 発行を予定している有価証券に係る仮条件を記載した訂正発行登録書が提出された場合は、提出日を含めて1日とする。
- ハ 発行登録者が23の8-1の規定によりあらかじめ定めた条件を訂正発行登録書において開示する場合は、提出日を含めて1日とする。
- ニ イ、ロ又はハに掲げる事由以外の事由により訂正発行登録書が提出された場合は、提出日を含めておおむね2日を経過する日までとする。

(新株引受権付社債に係る臨時報告書の提出の要否の決定)

24の5-9 (略)